

保護者の皆様へ

## 「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施について

法務局と人権擁護委員協議会では、子どもたちに豊かな人権感覚を身につけていただくことを目的としまして、従来から、小学生等を対象とした「人権の花」運動や、中学生を対象とした「人権作文コンテスト」を実施しており、さらに、人権擁護委員が学校に出向き、「プレゼント」「桃色のクレヨン」等のビデオや「種をまこう」等の人権冊子等を活用した「人権教室」を行うなど、子どもに対する人権啓発活動を積極的に実施しております。

ところで、学校における「いじめ」の事案については、依然として数多く発生しており、中には死に至るケースも散見されるなど、大きな社会問題となっています。

これらの事案は、事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところで起こっていることが多く、子どもたちは、「いじめ」を始めとして、日常生活での悩みごとを抱えていても、先生や保護者にその悩みをストレートに打ち明けられることができず、重大な結果に至って初めて気付くという例が少なくありません。

そこで、法務局と人権擁護委員協議会では、子どもたちが抱えている様々な悩みについて、子どもたちが気軽に相談できる方法・体制を拡大することにより、子どもたちの相談をより積極的に把握し、援助していきたいと考え、平成18年度から引き続き本年度も、手紙による相談「こどもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を全国の小・中学校、これに相当する中等教育学校及び特別支援学校の児童・生徒全員を対象として配布することといたしました。

この事業は、人権擁護委員と子どもとの手紙のやり取りを通じて、学校の先生や保護者にも相談できない子どもたちの悩みなどをより積極的に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な問題の解決に取り組んでいくことを目的として実施しております。

保護者の皆様には、この「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施につきまして御理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、SOSミニレターによる相談のほか、専用相談電話「こどもの人権110番」(フリーダイヤル)、インターネットによる相談の受付などに関する情報も本ミニレターに掲載しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

また、本事業の実施につき御不明な点がございましたら、下記までお問い合わせいただきますよう併せてお願い申し上げます。

### <連絡先>

神戸地方法務局龍野支局

担当 前山

電話 0791-63-3270

FAX 0791-63-3222